

府がくやく便 No. 1

学校環境衛生基準改正

平成 30 年 4 月 2 日付で学校環境衛生基準が改正されました。

第 2 回部会研修会において、文部科学省小出調査官より詳細についてご講義いただきました。

学校環境衛生基準改正項目

1. **温度の基準** (17 °C 以上、28 °C 以下であることが望ましい)
2. 温度、相対湿度及び気流の**検査方法**
 - (2) 温度 (0.5 度目盛の温度計を用いて測定する。)
 - (3) 相対湿度 (0.5 度目盛の乾湿球湿度計を用いて測定する)
 - (5) 気流 (0.2 m/秒以上の気流を測定することができる風速計を用いて測定する。)
* 特定水銀使用製品に該当するものについては、製品ごとに規制開始日 (平成 30 年 1 月 1 日又は平成 32 年 12 月 31 日) 以降、その製造 (水銀汚染防止法)・輸出入 (外為法) が原則として禁止
3. **遊粉じん** : 除外規定設置 (検査の結果が著しく基準値を下回る場合 : 基準値 (0.10 mg/m³ 以下) の 1/2 以下の場合、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。)
4. **照度** (コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500~1000 lx 程度が望ましい)
5. **飲料水の水質** (有機物等) 過マンガン酸カリウム消費量**削除**
→ TOC (全有機炭素) のみ。水道法に合わせた
6. 机、いすの高さ (座高の測定が健康診断から削除→毎学年 1 回の定期検査の項目として一律に定めるより、日常的に個別に対応する
7. 水泳プールの水質 (有機物等) 検査項目へ過マンガン酸カリウム消費量を入れた。基準値 12mg/L)
8. 総トリハロメタン (備考 : プール水を 1 週間に 1 回以上全換水する場合は、

検査を省略することができる)

9. 単位リットルの記載 ℓ→L へ (単位の記号としては、小文字の l (エル) と大文字の L が認められている。数字の 1 との混乱を避けることを考えると、大文字の L を推奨する。)

これに伴い通知が出されました。

学校環境衛生基準の一部改正について (通知) (H30.04.02)

第 3 学校環境衛生活動に係る留意事項

1 学校の設置者の責務について

学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、学校保健安全法 (昭和 33 年法律第 56 号。以下「法」という。) 第 4 条の規定に基づき、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。**なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等が考えられること。**また、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より法第 6 条第 3 項の申出を受けた場合は、法第 6 条第 2 項を踏まえて適切な対応をとるよう努められたいこと。

基準の見方

・・・であることが望ましい 周囲の環境等に影響されやすい数値であり、概ねその基準を遵守することが望ましいとされているもの

・・・であること この数値を超えると児童生徒等への健康への影響が大きいと考えられるもの

・ 他の法律において同様に「であること」等と定められているもの

⇒ 守られるべき値として示している。

基準改正項目を今後もしっかり見ていきましょう。新しい情報が入り次第、お知らせいたします。

2019 年 2 月

京都府薬剤師会学校薬剤師部会